平成23年度 事業概要報告

新執行部におきまして初めての事業年度である平成23年度を無事終えることができました。このことは何をおいても会員の皆様のご理解とご協力の賜物と心より感謝申し上げます。

さて、平成23年度事業につきましては、定時総会において承認されました事業を執 行することを中心に、次年度に予定する事業をすみやかに実行できるよう、その基盤づ くりにも取り組んでまいりました。

その概要につきましては、事業中間報告においてすでにご報告したとおりですが、どの事業も我が会にとって喫緊の課題であります。

内にあっては、会員に対する利用者からの少なからぬ苦情への対応、年々増加する事業についての費用対効果の再評価、会員の受託件数によって左右される本会収入の有り様についての検討等が挙げられます。また、外にあっては、隣接職能との業際問題や司法書士に対する社会的要求の高まり、大都市圏を市場としていた同職の和歌山県内への進出等、私たちの予想をはるかに超える速さで種々の難問が襲ってきております。

そのなかで、総務部においてはあらゆる規則・規程の見直しや策定を行い、会組織の統一された基準づくりを目指し、経理部では、血税ともいえる会費収入を可能な限り事業に費やせるよう、会員の日常的負担が増大することを理解しながらも、旅費規程を見直しました。

隣接職能より一歩先んじるために、相談業務とリンクさせながらラジオ放送等のマスメディアを利用した広報を大幅に取り入れたことは、利用者にとって司法書士がさらに身近な存在であることを印象づけたと自負しております。

司法書士の能力をさらなる高みへ、との考えから研修部ではそのメニューを増加し、 多様な業務に堪えうる実力を多くの会員が獲得できる機会を提供できたのではないか と思います。

また、私たち司法書士の存在すらも知ることのない高校生達に、社会に旅立ったときの怖さや壁にぶつかったときの解決策をおぼろげながらも伝授できた法教育事業は今後も継続すべきものと考えます。

昨年は日本中が「被災」という言葉一色に染まった1年でもありました。和歌山県におきましても想像を絶する豪雨によって多くの方が被災し、今もその生活に大きな不安を抱えておられます。相談事業部ではどの職能団体よりもいち早く被災地に駆けつけ、悲惨な状況の県民のために丁寧に誠実に対応することができたことは、すぐそばにいる私たち司法書士だからこそなし得たことだといえます。

これら具体的事業の詳細な報告は各部から行いますが、平成24年度におきましても 会員の皆様のさらなるご協力を頂戴し、様々な場面でのご活躍をお願い申し上げます。

平成23年度総務部事業報告

総務部長 赤井博義

- 1. 総会承認事業
 - (1) ホームページの充実
 - (2) 日司連綱紀・注意勧告規則基準案の検討
 - (3) 非司調査 別紙①のとおり
 - (4) 近司連東日本大震災支援事業への協力 別紙②のとおり
 - (5) 会員名簿の作成
 - (6) 会史編纂
- 2. 総会承認外事業
 - (1) 事務局整備
 - (2) 和歌山県司法書士会会議規程策定(別紙③のとおり)
 - (3) 和歌山県司法書士会相続財産管理人等候補者推薦基準の策定

(別紙④のとおり)

非司調査(司法書士法施行規則第41条の2の規定による調査)

(別紙①)

平成23年度は和歌山地方法務局本局登記部門と田辺支局で非司調査を 実施。

本局については平成23年8月11日午前9時から午後4時まで、延13名の調査員を派遣して、本局4階会議室において、平成22年5月1日から同月31日までの不動産登記申請書類(表示に関する登記の申請書類を除く)を対象に調査しました。

調査件数2144件。うち疑わしきもの4件という結果となりました。 また田辺支局については、平成23年8月18日午前9時から午後4時ま で延8名の調査員を派遣して田辺支局1階会議室において平成23年2月 1日から同月3月31日までの不動産登記申請書類(表示に関する登記の申 請書類を除く)を対象に調査しました。

調査件数2228件。うち疑わしきもの7件という結果となりました。

調査員

(和歌山)

数中正浩・宮脇直也・泉好一・赤井博義・桝谷知樹・境勇人・西川邦和 井上弘一・木村直登・菱井明人・伊澤徹・池田芳数・三木菊夫 (田辺)

寒川真典·野田明弘·向井良平·堅田紀代美·庄堂輝子·鈴木静生 五嶌幹夫·栗林秀成 敬称略

近司連東日本大震災支援事業への協力(相談員)

(別紙②)

氏名	目的	日付	
中惠	宮城一斉相談	6月10日~12日	
森脇 広幸	宮城一斉相談	6月10日~12日	
山本美佐子	宮城一斉相談	6月10日~12日	
井口 浩司	短息周担展去和歌人(6 /07)	6月26日~28日	
楠見 郁夫	福島県相馬市相談会(6/27)		
阪本 秀人	短点语句形式和歌人(6 /16)	0 [] 44 [] 40 []	
森脇 広幸	福島県相馬市相談会(9/12)	9月11日~12日	
林 紀久夫	短点唱和用于扫歌人(11 /14)	11月13日~14日	
山本美佐子	福島県相馬市相談会(11/14)		
山本美佐子	短句用和展士和歌人(0.70)	3月1日~2日	
阪本 秀人	福島県相馬市相談会(3/2)	3月1日~3日	

(平成24年2月4日 理事会制定)

第1章 総則

第1節 目的と適用

(目的)

第1条 この規程は、和歌山県司法書士会の総会(以下「総会」という。)の秩序を確立し、民主的かつ効率的に運営することを目的とする。

(適 用)

第2条 総会は、和歌山県司法書士会会則(以下「会則」という。)並びに和歌山県司法書士会役 員等選任規則に定めない事項についてはこの規程による。

第2節 招集及び出席

(資料の発送)

第3条 総会の招集者(以下「招集者」という。)は、総会の招集日から10日前までに、議案の審議に必要な資料を司法書士会員(以下「会員」という。)に発送するものとする。ただし、やむを得ない場合は、その期間を短縮することができる。

(参集の届出)

第4条 会員は、招集当日に会議場に参集し、その旨を招集者に届出なければならない。ただし、 会則第14条に該当する者は総会に参加できないものとする。

(欠席の届出)

第5条 会員が総会に出席できないときは、文書をもって招集者にその旨を届出なければならない。

(代理権限証書の提出)

第6条 会則第43条第2項の規定により、出席する代理人は、代理権を証する書面を本会に提出 しなければならない。

- 2 受任者の記名のない委任状は無効とする。
- 3 受任者の記名があるが、当該受任者が表決時に欠席の場合は、その委任は無効とする。

第3節 司会者及び事務局

(司会者)

第7条 司会者は招集者が指名し次の職務を行う。

- (1) 議事審議以外の行事の運営に関する事項
- (2) 開会及び閉会の宣告に関する事項
- (3) 最初の議長の選出に関する事項
- (4) 出席状況の点検に関する事項

(5) その他議長から指示された事項

(事務局)

第8条 総会に事務局を置く。

- 2 事務局は、本会事務局職員及び総務部部員をもってこれに充てる。
- 3 事務局は、招集者、議長及び司会者の命を受け総会の庶務を掌理する。

第4節 議長及び副議長

(議長の職務及び権限)

第9条 議長は会議の秩序を保持し、議事を整理するとともに、会議を代表しその事務を総理する。 2 会議の秩序を乱し、又は議事の進行を妨げ若しくは総会の品位を傷つける行為があった者に対 しては、議長はこれを制止し又は発言の取消をさせる。この場合において命令に従わないときは、 議長は発言を禁止し又は退場を命ずることができる。

(副議長の選出及び職務)

第10条 議長は、必要ある場合、議場の了解を得て、2名以内の副議長を指名することができる。 2 前項により副議長が選出された場合において、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、 副議長が議長の職務を行う。

第5節 会期等

(会期)

- 第11条 会期は会議に諮り決定する。
- 2 最初に定める会期は招集者が提案する。
- 3 議事に付された議案が全て議了したときは、会期中でも閉会することができる。

(会議時間)

- 第12条 会議時間は、会議に諮り決定する。
- 2 最初の会議時間は、招集者が提案する。

第6節 規律

(品位の保持)

第13条 出席者は総会に臨み品位を重んじなければならない。

(議事妨害の禁止)

第14条 何人も総会の妨げとなる言動をし、又はみだりに自席を離れたり、文書の配布、提示、 その他これに類似する行為をしてはならない。

(議長の秩序保持権)

第15条 全ての規律に関しては議長がこれを定める。

第7節 議事録

(議事録の記載事項等)

- 第16条 会則第47条に定める議事録の記載事項は次のとおりとする。
- (1)総会の日時及び場所
- (2)総会の議事日程の経過
- (3) 出席した会員数及び役員
- (4)総会の成立に関する事項
- (5) 議案又は動議に関する事項について、その議事の経過と結果
- (6)役員等選任の経過及びその結果
- (7) その他議長又は会議において必要と認めた事項
- 2 議事録は、速記の方法又はその他相当と認めた方法によって記録する。
- 3 秘密会とする旨の表決があった場合は、議事録のうち、その部分は公開しない。

(議事録署名人の選任)

第17条 会則第47条第2項の議事録署名人は議長が指名する。

第2章 議事の運営

第1節 議案等の発議及び撤回

(議 案)

第18条 議案とは、会則第42条に規定する事項のほか、招集者又は会員から提出された発議をいう。

(議案の提出)

- 第19条 議案は、文書をもって提出しその案に理由を付するとともに、予算を伴う場合は必要とする経費を明らかにした文書を添えなければならない。
- 2 会員が総会の開会までに議案を提出するには5人以上の賛成者を連記した前項の書面を提出しなければならない。この場合、招集者が指示する数の写しを添えるものとする。
- 3 会員が会期中に議案を提出するには、5人以上の賛成者を連記して議長が指示する期限までに、議長の指示する数の写しを添えて提出するものとする。ただし、議長の許可を得て写しの提出を省略することができる。

(動 議)

第20条 動議とは会期中に提出するものであって、議案を修正する発議(以下「修正動議」という。)及び議事の進行について措置を求める発議(以下「議事進行動議」という。)をいう。

(動議の提出)

第21条 修正動議は文書をもって提出し、その案に理由を付するとともに予算を伴う場合は必要とする経費を明らかにした文書を添えなければならない。

- 2 修正動議は5人以上の賛成者の連記を要するとともに、当該議案の質疑が終結するまでに提出するものとする。
- 3 議事進行動議は、口頭により発議するものとする。ただし、3人以上の支持者がなければ議題とすることができない。

(議案及び動議並びに質疑事項の提出先)

第22条 議案及び動議並びに質疑事項は議長が選任されるまでは招集者に、議長が選任された後 は議長に提出するものとする。

(議案及び修正動議の撤回)

第23条 議案及び修正動議を撤回しようとするときは、発議者と総会に出席している賛成の連記者より文書をもって請求し議長の許可を得なければならない。ただし、議題となった後は会議の同意を得なければならない。

(一事不再議等)

第24条 表決又は撤回された議案並びに修正動議については、その会期中は再び発議することができない。

第2節 発言

(発言者)

第25条 会員以外の者は発言することはできない。ただし、議長が許可した者はこの限りでない。

(発言の範囲)

第26条 発言は、全て簡明であることを要しかつ次に掲げる以外にわたってはならない。

- (1) 議案及び動議の範囲内の発言
- (2) 議長に対する質疑、議事進行に関する発言

(発言の方法)

第27条 発言しようとする者は挙手をして発言を求め、議長の許可を得た後所属支部名及び氏名を述べてから発言しなければならない。

- 2 発言は全て議長が指示する場所で行わなければならない。
- 3 発言の最初に、発言の内容が質問、意見、動議のいずれであるかを述べ、動議であるときはその趣旨を明らかにしなければならない。

(発営の制限)

第28条 議長は必要と認めるときは予め、発言の回数及び時間を制限することができる。

2 議長は前条及び前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

(発言の継続)

第29条 議事の中断又は体憩のため発言を終わらなかった者は更にその議事を始めたときは、前 の発言を継続することを議長に求めることができる。

(表決時の発言制限)

第30条 表決の宣告後は何人も発言を求めることができない。ただし、表決の方法についての発言はこの限りでない。

(発言の取消し又は訂正)

第31条 発言した会員及び第25条ただし書により発言した者は会期中に限り会議又は議長の許可を得て発言を取消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、表決を経たものについては発言の趣旨を変更することができない。

第3節 開議及び議事の終了

(開議の宣告)

第32条 開議の時刻に至ったときは、議長は議長席に着き会議を開くことを宣告する。

(議事日程)

- 第33条 議長は開議の宣告後議事日程を宣言するものとする。
- 2 議長は必要と認めたときは会議に諮り、議事日程の変更をすることができる。

(議事の終了)

第34条 議事日程に定めた議事を終わったときは、議長は議事の終了を宣告するものとする。 2 議事が予定の時刻に終わらない場合は、議長は会期又は会議時間を延長することについて諮る ものとする。

(宣告後の発言)

第35条 議長が議事の終了又は休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

第4節 議 事

(議題の宣告)

第36条 議案及び修正動議を議題とするときは、議長はその旨を宣告する。

(一括議題)

第37条 議長は必要があると認めるときは、2件以上の議案及び修正動議を一括して議題とする ことができる。

(議事の順序)

- 第38条 議題は発議者がその趣旨説明を行い、それに対する質疑と討論を経て表決するものとする。
- 2 議長は、議案及び修正動議についての質疑又は討論を一括してさせることができる。
- 3 役員等の選任を議題とした場合に、開票その他の選挙事務のため必要があるときは、その議事を一時中断して他の議案又は修正動議を議題として付議することができる。

(議事の継続)

第39条 議案及び動議の審議を一時中断した場合において、再び議事が開かれたときは原則として前の議事を継続する。

(質疑及び討論開始の宣告)

第40条 質疑又は討論を始めるに当たって、議長はその開始を宣告する。

(質疑及び討論の通告)

- 第41条 質疑しようとする者は、議長が定める期限までにこれを行うものとする。ただし、予め 質疑事項を書面で提出することができる。
- 2 討論については、議長が定める期限までに通告するものとし、反対又は賛成の別を表明しなければならない。

(質疑の順序)

- 第42条 質疑をする者の順序は議長が定める。
- 2 通告をした者が退場したとき、又は発言の順序に当たっても発言しないとき若しくは会議場にいないときは、通告の効力を失う。

(質疑の回数)

第43条 質疑は1人が1議題につき原則として2回までとし、議長の許可により更に質疑することができる。

(討論の順序)

第44条 討論の順序は最初に反対者をして発言させ、次に賛成者及び反対者をしてなるべく交互 に指名して発言させるものとする。

(質疑、討論の省略)

第45条 質疑又は討論は会議に諮り、出席した会員の過半数の賛成があるときは、これを省略することができる。

(質疑、討論終結の宣告)

第46条 質疑又は討論が終わったときは、議長はその終結を宣告する。

第5節 議事進行動議の処理

(議事進行動議の発言)

- 第47条 議事進行動議を発議するには「議事進行動議」と表明し、議長の許可を受けて発言する ものとする。
- 2 前項の発言は議題に直接関係のあるもの、又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。
- 3 議事進行動議の発言がその趣旨に反すると認められるときは、議長は直ちに制止しなければならない。
- 4 第1項の発言を議題とするときは、議長はその支持者を確認しなければならない。

(質疑、討論の省略)

第48条 議長は議事進行動議については、質疑又は討論を省略して表決に付することができる。

(議事進行動議の先決)

- 第49条 議事進行動議は他の議題に先立って表決しなければならない。ただし、議長がその趣旨 を適当と認めるときは、表決を省略し、議長が決定し措置することができる。
- 2 前項の動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。

第6節表決

(表決の宣告)

第50条 議長は討論が終結したとき、又は質疑及び討論の発言者のないときは表決の宣告をする。

(条件の禁止)

第51条 表決には条件を付することはできない。

(表決の訂正の禁止)

第52条 会員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(表決の順序)

- 第53条 修正動議は原案に先立ち表決する。
- 2 議案について数個の修正動議がある場合は、原案に最も遠いものから先に順次表決する。
- 3 修正動議が否決されたときは原案について表決する。
- 4 議案の一部について修正の可決があったときは、なおその余の部分について表決する。

(表決の方法)

第54条 議長は表決にあたっては、異議の有無を諮り、異議がないと認めるときは可決とする。 ただし、異議がある旨の発言があるときは、挙手又は起立により表決する。

(受任者の表決)

第55条 受任者の表決は、別に定めのある場合を除き、すべての議案及び動議について有効とする。

(投票による表決)

- 第56条 議長が必要と認めたとき、又は出席した会員の過半数の同意があったときは、投票により表決する。
- 2 投票は無記名とし、その方法は議長が定める。

(表決、結果の宣告及び議長への委任)

- 第57条 表決が終結したときは、議長は可決又は否決の宣告をする。
- 2 議長は投票により表決したときは、その結果を併せて報告しなければならない。
- 3 表決の結果、議案中互いに抵触する事項、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。

第3章 補 則

(傍 聴)

第58条総会を傍聴する者は、予め文書により招集者又は議長に申し出て、その許可を受けなければならない。

- 2 傍聴人は、招集者又は議長が定めた傍聴席に着席し、全て議長の指示に従わなければならない。
- 3 招集者又は議長において必要があると認めたとき、又は傍聴席に余裕がないときは、傍聴人の 員数を制限し又は傍聴を禁止することができる。
- 4 議案が秘密を要するとの議決があったとき、又は傍聴席が騒しいときは、議長は傍聴人を退場させることができる。
- 5 傍聴人のうち議事の妨害にわたる行為のある者は、議長はこれを退場させることができる。

(疑義などに対する措置)

第59条 この規程に定めのない事項、又はこの規程について疑義が生じたときは議長の決定による。ただし、会員に異議があるときは、会議に諮って決定する。

(規程の改廃)

第60条 この規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

附則

(施行期日)

この規則は、平成24年2月4日から施行する。

- 1. 和歌山県司法書士会(以下「本会」という)は、家庭裁判所より、相続財産管理人等候補者の推薦依頼があった場合は、以下の基準を満たす本会会員を推薦するものとする。
- (1) 毎年1月1日を基準日とし、司法書士登録後満5年を経過している者。 又は簡易裁判所訴訟代理等関係業務の認定を受けている者で登録後3年 を経過している者。
- (2)会則第103条所定の注意勧告処分及び司法書士法第47条所定の懲戒処分を受けたことがない者。又は注意勧告処分を受けその処分が終了した日の翌日から1年を経過している者及び司法書士法第47条第1号の懲戒処分を受けその処分が終了した日の翌日から1年を経過している者、司法書士法第47条第2号の懲戒処分を受けその処分の期間が終了した日の翌日から2年を経過している者、司法書士法第47条第3号の懲戒処分を受けその処分の期間が終了した日の翌日から5年を経過している者。
- (3) 依頼された事件本人の縁故者でない者及び利害関係のない者。
- (4) 本会指定の相続財産管理事務等に関する研修(以下「指定研修」という) を受講している者。
- 2. 前記(1)の基準を全て満たす会員で支部別に作成された候補者名簿に登載された者を登載順に推薦する。
- 3. 推薦を受け、管理人等に就任した会員はその職務が全て終了した時点で本会に職務終了の報告をしなければならない。
- 4. この基準は、初めて行われる指定研修の終了日の翌日から施行する。

平成24年2月21日常任理事会承認

相続財産管理人等を本会が推薦する場合は、以下の要領で行う。

1. 定義

相続財産管理人等とは、相続財産管理人及び不在者財産管理人をいう。

2. 登録年数について

登録年数の計算は最初の登録年月日を起算日とする。

3. 縁故者、利害関係について

本会は予め候補者又は家庭裁判所に対し事件本人との縁故関係及び利害関係の有無を確認する。

- 4. 指定研修について
- (1) 指定研修は家庭裁判所より講師を招いて、年度末までに年1回和歌山市及び 田辺市において行う。
- (2) 指定研修は毎年受講しなければならない。
- (3) 指定研修を受講しなかった候補者はその年度において、推薦基準を満たさなくなったものと看做し、登載名簿から削除する。
- 5. 候補者名簿について
- (1)登載名簿は和歌山家庭裁判所本庁及び各支部毎に作成し、登載名簿に記載の 本会支部会員が対象となる。

ただし、本庁の管轄に属する推薦依頼に対しては、事件本人の最後の住所地に最も近い本会支部会員を登載順位に従って推薦する。

(2) 名簿の登載順は名簿登載の申込順(本会事務局へのFAXによる申込みに限る)によって決する。

ただし複数の支部への重複登載は認められない。

- (3) 候補者を推薦するにあたっては、予め候補者本人にその就任承諾の内諾を得る。内諾が得られない場合は次順位の名簿登載会員に打診する。
- (4) 推薦を辞退した者及び登載名簿から削除された者が推薦基準を満たすこととなった者については更新後の名簿の最後尾に登載する。この場合は新たに推薦資格を得た候補者と同等に取扱い、5.(2)を準用する。
- (5) 縁故者、利害関係、候補者の病気等、やむを得ない事由により推薦されなかった候補者に対しては、次の推薦依頼があった時に優先して推薦する。この場合は5.(3)を準用する。
- (6) 名簿に登載されている場合であっても、推薦基準の一にでも違背することと なった候補者については、それが治癒されるまで被推薦資格を停止する。
- (7) 名簿は毎年3月31日限り有効とし、4月1日付で更新するが、初年度作成され登載された候補者の順位は変更せず、次年度、新たに推薦資格を得た候補者がある場合は後順位に登載する。新たに推薦資格を得た候補者間の順位については5.(2)を準用する。

平成23年度 経理部事業報告

経理部長 阪田英司

部会開催報告

- 第1回 平成23年 7月13日 (旅費規程改正の検討)
- 第2回 平成23年 8月17日 (旅費規程改正の検討)
- 第3回 平成23年11月21日 (事件数割会費と定額会費及び支部交付金の検討)
- 第4回 平成24年 1月16日 (事件数割会費と定額会費及び支部交付金の検討)
- 第5回 平成24年 3月 6日 (事件数割会費と定額会費及び支部交付金の検討)

事業報告

- 1. 和歌山県司法書士会旅費規程改正
 - 第1回及び第2回の経理部会の審議を経て、旅費規程改定案を提出。
 - 8月25日開催の常任理事会で原案を一部修正して、改定案を承認。
 - 9月24日開催の理事会で新旅費規程が承認され、9月25日から施行。
- 2. 事件数割会費と定額会費の検討

第3回経理部会において、会費の根本的な意義、かつて事件数割会費が 導入された経緯、安定的な会の運営、事件数割会費廃止の全国的な流れ、 事件数割会費及び定額会費それぞれのメリット・デメリット、定額会費に 一本化した場合の若年及び高齢の会員の会費軽減措置等についての意見交 換を行った。

第4回経理部会において、定額会費に一本化した場合の金額及び高齢会 員並びに新入会員に対する考慮を検討した。

第5回経理部会において、事件数割会費に代わる応能負担の方法として 『補助者数割負担』について、検討した。

又、定額会費一本化にした場合の月額会費について、月額1万8千円から 月額2万円でシミュレーションを行った。

3. 支部交付金の検討

各支部に対して、『支部交付金の一部減額案』を示し、各支部からの意見を踏まえて、支部交付金の減額を検討した結果、一人当たり月額800円 支給している所を、月額300円に減額する。

又、支部助成金については、助成金の使途を研修、広報、支部総会会場 費等に限定した上で支給する。支給額については、一支部当たり10万円 を上限とし、年間60万円を充てるという方針を部会の決定事項とし、で きれば、理事会及び定時総会の承認を得て、平成24年度から実施したい との結論に至った。

平成23年度 研修部事業報告書

研修部長 門 義 之

第1 今年度の試み

1 課題通信研修の実施

回答者総数12名、回答に要した時間は平均3・9時間(1時間30分から7時間の分布で、付与単位 3・0)。採点は行わないが、出題者の意図(ポイント 孫への遺贈、持分、登記の順番、特別代理人)に完全に回答した者1名(回答に要した時間は5時間)。

- 2 年次制研修における該当者以外の会員参加を求めた。 5名の参加があった。(和歌山会場 4名、田辺会場 1名)
- 3 今年度より、DVDに研修を記録化し、その貸し出しを行っている。 作成した研修用DVDは後記のとおり

第2 実施した研修 平成23年

- 1 4月1日(金)午後6時00分 本会主催(和歌山県司法書士会館) 「東北地方太平洋沖地震、現時点で司法書士のすべき事」(DVD)
- 2 4月7日(木)午後5時30分 本会主催(和歌山県司法書士会館) 「東北地方太平洋沖地震、現時点で司法書士のすべき事」(DVD) (4月1日と同じもの)
- 3 4月19日(火)午後5時30分 本会主催(和歌山県司法書士会館) 「民事再生習得講座 第1編「個人再生手続の概要」(DVD)
- 4 8月23日 (火) 午後6時 新宮支部・本会共催 (新宮市福祉センター) 「民事執行の基礎」(DVD)
- 5 8月30日(火)午後6時 新宮支部・本会共催(新宮市福祉センター) 「民事執行の実務」(DVD)

- 6 9月 9日(金)午後6時30分 新宮支部・田辺支部・リーガル・本会共催 (パークサイドホテル) [台風12号により延期] 「高齢者虐待防止・擁護者支援法と成年後見(前編)」(DVD)
- 7 9月10日(土)午前10時30分 新宮支部・田辺支部・本会・ リーガル共催(田辺市民総合センター) **[台風12号により延期]**
 - ①「高齢者虐待防止・擁護者支援法と成年後見(後編)」(DVD)
 - ②「(債権法改正を理解するための)契約法の基礎(1)

ー法律行為から消滅時効ー」

講 師 稲 垣 淳 会員

- 8 9月21日(水)午後6時 リーガル・本会共催(和歌山県司法書士会館) 「遺言執行の実務」(DVD)
- 9 10月6日(木)午後6時 リーガル・本会共催(和歌山県司法書士会館) 「成年後見における信託の実務」(DVD)
- 10 10月14日(金)午後6時30分 リーガル・本会共催 (田辺市民総合センター) 「成年後見業務における職業倫理~具体例をもとに考える」(DVD))
- 1 1 1 0月22日(土)午前10時30分 本会主催 (シティinnWAKAYAMA)
 - ①「一般社団・財団法人の移行登記について」 講師 和歌山地方法務局法人担当登記官 中北 至宝子 氏
 - ②「民事法律扶助制度の利用について」 講師 戸 井 洋 木 会員
- 12 11月12日 (土) 午後1時00分 田辺支部・本会共催 (パークサイドホテル)
 - ①「民事執行の基礎」(DVD)
 - ②「民事執行の実務」(DVD)
- 13 11月19日(土)午前10時30分 リーガル・本会共催 (和歌山県司法書士会館)
 - ① 「高齢者虐待防止法の概要について」(DVD)
 - ② 「保佐・補助の実務」(DVD)
 - ③ 「法定後見終了の実務(死後事務を含む)」(DVD)

- 14 11月20日(日)午前10時30分 リーガル・本会共催 (和歌山県司法書士会館)
 - (1)「補助人・保佐人の遺言に関する倫理」 講師 リーカ゛ルサポート和歌山 和田佳人研修委員
 - 「公正証書による財産管理契約手続」 講師 和歌山公証人合同役場 公証人 浦 文計氏
 - ③ 「成年後見業務における職業倫理~具体的事例をもとに考える」(DVD)
- 15 11月27日(日)午後1時 本会主催(ルミエール華月殿)
 - ① 「筆界特定の実務」

講師 楠 見 郁 夫 会員

② 「和歌山県暴力団排除条例について」 識 師 和歌山県警察本部 刑事部組織犯罪対策課 暴力団排除係 寺 下 和 史 氏

- 16 12月7日(水)午後5時30分 御坊支部・本会共催(御坊市民文化会館) 第1講「特例有限会社(役員変更、株式会社への移行等)」(DVD)
- 17 12月10日(土)午後1時 本会主催(田辺市民総合センター) 「年次制研修」
- 18 12月18日(日)午後1時 本会主催(ルミエール華月殿) 「年次制研修」

平成24年

- 19 1月22日(土)午前10時30分 本会主催(シティinnWAKAYAMA)
 - ① 「賃貸借契約における更新料、敷引特約、原状回復義務について」 講師 大阪司法書士会 浦井 裕樹 先生

② 「新電子証明書について」

- 講 師 野 田 真 秀 会 員
- 20 1月25日(水)午後5時30分 御坊支部・本会共催(御坊市民文化会館) 第4講「株式会社③増資・減資」(DVD)
- 21 2月1日(水)午後5時30分 御坊支部・本会共催(御坊市民文化会館) 第5講「株式会社④合併·会社分割」(DVD)

- 22 2月6日(月)午後5時30分 和歌山支部・岩出支部・リーガル・本会共催 (和歌山県司法書士会館)
 - ① 「遺産分割と登記」(DVD)
 - ② 「遺言と登記」(DVD)
- 23 2月7日(火)午後5時30分 和歌山支部・岩出支部・リーガル・本会共催 (和歌山県司法書士会館)
 - ①「旧民法 I I (DVD)
 - ②「旧民法 II」 (DVD)
- 24 2月8日(水)午後5時30分 和歌山支部・岩出支部・リーガル・本会共催 (和歌山県司法書士会館)

「介護保険法、年金等、身上監護の基礎知識」(DVD)

25 2月9日(木)午後5時30分 和歌山支部・岩出支部・リーガル・本会共催 (和歌山県司法書士会館)

「相続における税金の諸問題」(DVD)

- 26 2月10日(金)午後5時30分 和歌山支部・岩出支部・リーガル・本会共催(和歌山県司法書士会館) 「認知症の人の理解」(DVD)
- 27 2月15日(水)午後5時30分 御坊支部・本会共催(御坊市民文化会館) 第3講「株式会社②機関設計と役員変更」(DVD・100分+課題20分)
- 28 2月19日(日)午後1時00分 橋本支部・本会共催(橋本商工会館)
 - ① 「遺言と登記」(DVD)
 - ② 「相続における税金の諸問題」(DVD)
- 29 2月22日(水)午後5時30分 御坊支部・本会共催(御坊市民文化会館) 第6講「株式会社⑤組織変更・解散・清算」(DVD・70分 +課題50分)
- 30 2月29日(水)午後5時30分 御坊支部・本会共催(御坊市民文化会館) 第2講「株式会社①設立」(DVD・90分 +課題30分)
- 31 3月3日(土)午後1時 田辺支部・本会共催(パークサイドホテル)
 - ① 「敷金返還請求事件 I (総論)」(D V D)
 - ② 「敷金返還請求事件 II (各論)」(DVD)

32 3月10日(土)午後1時 本会主催(和歌山県司法書士会館) 「"民法(債権関係)改正審議を理解するための"

民法総則の主要論点」

講師 稲垣 淳 会員

- 33 3月17日(土)午後1時 田辺支部・本会共催(パークサイドホテル)
 - ① 「建物明渡請求事件 I (準備から本訴まで)」(DVD)
 - ② 「建物明渡請求事件Ⅱ (本訴から執行まで)」(DVD)
- 34 3月24日(土)午後1時 橋本支部・本会共催(橋本商工会館)
 - ① 「遺産分割と登記」(DVD)
 - ② 「旧民法 I」(DVD)
 - ③ 「旧民法 II」(DVD)
- 35 3月31日(土)午後1時 企画部・研修部共催 「今、社会から求められる司法書士・労働問題」 講師 兵庫県司法書士会 茂木昌子 先生

第3 作成した研修用DVD

- 1 「一般社団・財団法人の移行登記について」 講師 和歌山地方法務局法人担当登記官 中北 至宝子 氏
- 2 「民事法律扶助制度の利用について」

講師戸井洋木会員

- 3 「補助人・保佐人の遺言に関する倫理」 講師 リーカ・ルサポート和歌山 和田佳人 研修委員
- 4 「公正証書による財産管理契約手続」

講師 和歌山公証人合同役場 公証人 浦 文計 氏

- 5 「賃貸借契約における更新料、敷引特約、原状回復義務について」 講師 大阪司法書士会 浦井裕樹 先生
- 6 「新電子証明書について」 講師 野田真秀会員
- 7 「"民法(債権関係)改正審議を理解するための"

民法総則の主要論点1

講師 稲垣 淳会員

8 「今、社会から求められる司法書士・労働問題」 講師 兵庫県司法書士会 茂木昌 子 先生

平成23年度 企画部事業報告

企画部長 楠本博昭

今年度の企画部は、一つの試みとして、取り組む事業ごとに部門を分け、部 門ごとに活動しました。

また、平成23年度の定時総会で承認されました事業計画のうち、法教育対策本部の事業及びADR対策本部の事業のうちADRの実施を除く事業 (AD Rの実施については、相談事業部)が、理事会の承認を得て、企画部の所管事業として活動することになりました。

事業部門は、以下のとおりです。

- 1. 業務改善部門
- 2. 企業法務・労働問題部門
- 3. 法教育対策本部部門
- 4. ADR対策本部部門

部会開催報告

第1回企画部会は、定時総会前に開催済

第2回 平成23年 7月28日 (法教育対策本部・第1回) (平成23年7月19日が台風接近のため延期)

第3回 平成23年 7月25日(企業法務・労働問題・第1回)

第4回 平成23年 7月26日 (業務改善・第1回)

第5回 平成23年 8月30日 (ADR対策本部・第1回)

第6回 平成23年10月25日 (業務改善・第2回)

第7回 平成23年11月 8日(法教育対策本部・第2回)

第8回 平成23年11月25日 (ADR対策本部・第2回)

第9回 平成23年12月 2日(法教育対策本部・第3回)

第10回 平成24年 2月 9日 (企業法務・労働問題・第2回)

第11回 平成24年 3月15日 (業務改善・第3回)

第12回 平成24年 3月19日 (法教育対策本部・第4回)

第13回 平成24年 3月20日 (ADR対策本部・第3回)

事業活動報告

- 1. 業務改善部門
 - ①オンライン申請促進事業
 - ・全会員対象にオンライン申請に関するアンケートを実施し、会員の 皆様から頂いたご意見を集計し、配布しました。

また、同じ内容の意見集約をオンライン申請する側の司法書士の意見として、法務局に報告しました。

・1回目の集計結果(平成23年8月25日分)

回答者数 67名

業務用ソフトを使用している会員24名法務省オンラインシステムを使用している会員24名オンライン申請をしていない会員19名

・2回目の集計結果(平成24年1月24日分)

回答者数 21名

業務用ソフトを使用している会員 7名
 法務省オンラインシステムを使用している会員 3名
 オンライン申請をしていない会員 3名
 1回目に回答いただいた会員 8名

- ②司法書士法改正大綱に対する意見の集約
 - ・全会員にアンケートを実施する予定でしたが、今年度は実施できませんでした。平成24年度に実施できるよう準備中です。

2. 企業法務・労働問題部門

当会においては、企業法務や労働問題に取り組んでいる会員が少ないため、この問題に関心を持つ会員が増えるような企画に取り組みたいと考え以下の事業を行いました。

なお、企業法務について検討しましたが、具体的な事業にまで至りませ んでした。

- ①他会の事業取り組みの視察
 - ・平成24年3月26日兵庫県司法書士会の労働部会に、企画部長が出席し、労働問題への取り組みを視察しました。
- ②研修会開催
 - ・平成24年3月31日労働問題に関する研修会を研修部と共催で 開催しました。

講師:兵庫県司法書士会会員 茂木昌子先生

3. 法教育対策本部

和歌山県下各高校・高専に、高校生法律講座の案内を送付し、申し込み のあった6校において法律講座を実施しました。

- ① 耐久高校 平成23年12月13日(火)50分授業を2講分実施。対象生徒が同じで、違う内容。
- ② 紀央館高校 平成23年12月14日 (水) 50分授業を2講分実施。対象生徒が入れ替わり、同じ内容。
- ③ 星林高校 平成23年12月20日(火)50分授業を2講分実施。対象生徒が同じで、違う内容。
- ④ 橋本高校 平成24年1月10日(火)50分授業を2講分実施。対象生徒が同じで、違う内容。
- ⑤ 国立和歌山高専 平成24年1月25日(水)50分授業を1講分実施。
- ⑥ 貴志川高校 平成24年2月3日(金) 50分授業を3講分実施。対象生徒が入れ替わり、同じ内容。

4. ADR対策本部

和歌山県司法書士会が実施するADR事業について、3回部会を開催し、 意見交換をしました。

第1回

- ① ADR対策本部とADRセンターの関係について
- ② ADRセンターの予算について
- ③ ADRの事業執行の手順について
- ④ ADRの実施を決定する基準について
- ⑤ 今、司法書士会でADRを実施する時期にあるのかについて

第2回

- ① 研修について
- ② 和歌山県司法書士会が目指すべきADRの方向性について
- ③ 現在、和歌山県会で行っているADR「法によらない解決」について
- ④ ADRセンターで取り扱う事件の範囲について
- ⑤ 法務大臣の認証取得について

第3回

- ① 次年度事業について
- ② 次年度予算について

平成23年度広報部事業報告

広報部長 川田正子

平成23年度の広報部の事業方針として、広報費予算内でいかに活動していくかを検討、その中で総会承認外の事業(会報発行等)については、a. その事業が会則上認められていること、b. その事業を実施しても予算の範囲内であることを前提に次の事業を実施いたしました。

I. 事業活動報告

- 1. 「全国一斉無料成年後見相談会」の広報 平成23年9月19日(敬老の日) 相談者数:5人
 - (1) 県民の友、市報わかやまでの広報依頼
 - (2) 県のテレビ・ラジオ番組での広報依頼
 - (3) 新聞・テレビ・ラジオ報道各社への報道方依頼
 - (4) 県・市町村等関係団体へのリーフレット掲示依頼 (台風12号で被災していない地域のみ)
 - (5) ホームページトップページへのリーフレット掲出
- 2. 「法の日の無料相談会」の広報

平成23年10月1日から10月7日 相談者数:58人

- (1) 県民の友、市報わかやまでの広報依頼
- (2) 県のテレビ・ラジオ番組での広報依頼
- (3) 新聞・テレビ・ラジオ報道各社への報道方依頼
- (4) 県・市町村等関係団体へのリーフレット掲示依頼 (台風12号で被災していない地域のみ)
- (5) 朝日新聞・産経新聞での広告掲載
- (6) ホームページトップページへのリーフレット掲出
- (7) 法の日の無料相談会等の広報活動の御礼と相談センターリーフレット 掲示依頼
- 3. 「相続登記はお済みですか月間」の広報 平成24年2月1日から2月29日 相談者数:55人
 - (1) 県民の友、市報わかやまでの広報依頼
 - (2) 県のテレビ・ラジオ番組での広報依頼
 - (3) 新聞・テレビ・ラジオ報道各社への報道方依頼
 - (4) 県・市町村等関係団体へのポスター・リーフレット掲示依頼
 - (5) 毎日新聞・読売新聞での広告掲載

(6)和歌山放送によるラジオCM実施

朝: 交通情報、夕: ニュース今日あす(提供クレジット及び20秒CM) スタジオ出演-1月31日 相談事業部 西田会員、広報部 濵田会員 2月 6日 相談事業部 赤崎会員、広報部 柳会員

- (7) ホームページトップページにおいて告知
- 4. 台風12号関係
 - (1)被災市町村に、お見舞い文書発送
 - (2) ホームページトップページに相談会バナーとリーフレット掲出
 - (3) 新宮相談会(平成23年10月10日)
 - ①県民生活課、県政記者クラブ、地方記者クラブ、放送記者クラブに 報道依頼(戸井相談事業部長:ニュースリリース持参)
 - ②和歌山放送スポット実施 10月5日から9日の期間、合計80本実施 スタジオ出演一和歌山・・10月5日 戸井相談事業部長、川田 新 宮・・10月6日 新宮支部 加藤理事 他ボランティアの方々

電話インタビューー10月7日 三木副会長

- 5. 会報「きのくに」第39号の発行 平成24年3月12日 当会ホームページ会員向情報に掲出
- 6. きのくにエクスプレスの発行平成24年3月12日 当会ホームページ会員向情報に掲出
- 7. 司法書士総合相談センターの広報 ポスター及びリーフレット作製 県、市町村、法務局、裁判所、法テラス、消費生活センター、 社会福祉協議会、包括支援センターに掲示依頼(併せて、相続月間御礼) NTTタウンページ広告掲載
- 8. ブロック別広報担当者会議出席 平成24年1月7日 大阪司法書士会館 (出席者 三木副会長 川田)
- Ⅱ. 部会開催
- 1. 第1回広報部会 平成23年7月14日
- 2. 第1回ホームページに関するジョイント部会 (総務部・相談事業部) 平成23年10月5日
- 3. 第2回広報部会 平成23年10月24日
- 4. 第2回ホームページに関するジョイント部会 (総務部・相談事業部) 平成23年11月2日
- 5. 第1回司法書士総合相談センターに関するジョイント部会(相談事業部) 平成23年12月7日
- 6. 第3回広報部会 平成24年3月13日

「相続登記はお済みですか月間」 集計明細

相談件数 55件

認知媒体

司法書士会	5人	司法書士会電話相談センター	3人
法テラスコールセンター	3人	法テラス地方事務所	1.人
ホームページ	0人	新聞	7人
テレビ	0人	ラジオ	7人
自治体等、公共機関	16人	消費生活センター等	0人
その他の相談窓口	2人	他士業団体	4人
その他	0人	以前に利用したので	2人
不明	7人		

※複数回答あり

平成23年度 相談事業部 事業報告書

相談事業部長 芦 井 洋 木

第1 平成23年度事業報告

- 1 今期(平成23年4月~平成24年3月)の相談事業の現状 (氏名については、敬称略)
- (1) 相談について
 - ・司法書士総合相談センター(和歌山・田辺・橋本で開催。和歌山は毎週土曜日,田辺では第1土曜日,橋本では相談会形式で第3土曜日)
 - ・法テラス窓口対応(毎木曜日午前・午後)
 - ・法テラスセンター相談 (第2・第4金曜日)
 - ・田辺一日総合行政相談所(10月14日・松下忠,栗林)
 - ・国・県・市による一日合同行政相談所(10月18日・笠松、桝谷、戸井)
 - ・暮らしのための行政相談所(10月21日・和田)
 - ·和歌山県多重債務者無料相談会in岩出(11月13日 森脇)
 - · in有田(11月13日 濱田泰)
 - in和歌山(11月19日 北野, 戸井)
 - · in御坊(11月19日 東本)
 - · in 伊都 (12月 3日 大宮)
 - · in 田辺(12月 3日 菊池)
 - · in和歌山(12月10日 木村,戸井)
 - · in 新宮(12月10日 平田)
 - ·全国一斉! 法務局体日相談所in和歌山(2月12日 野田, 笠松)
 - in橋本(2月12日 大宮,和田)
 - · in 田辺 (2月12日 寒川)
 - · in御坊(2月12日 中島,濱田泰)
 - in新宮(2月12日 清水, 森岡)
 - · 多重債務相談事業相談所(白浜町社会福祉協議会主催・月1回)に相談員を派遣(田辺支部)
 - ・登記相談(和歌山市役所・月1回)に相談員を派遣(和歌山支部に委託)。来年度から「司法書士相談」として,登記以外の相談も受けることに。
- (2) その他相談関連について
 - ・9月2日, 法テラス窓口情報提供職員派遣意見交換会を行った (別紙 1及び2参照)。
 - · 台風 1 2 号被災関係無料相談会 (10月10日· 笠松, 井口, 木村, 和田, 加藤, 森岡, 清水, 平田, 山門, 戸井)

- ・「全国一斉司法書士法律扶助推進月間」(10月)の実施に伴い、法テラス和歌山から10月の定例相談会について、「指定相談場所」の指定を受けた。各相談日において、相談援助対象者については法テラスに援助申し込みを行った。
- ・10月22日, 法律扶助の利用促進のため, 研修会を行った (講師・戸井)。
- ・専門士業よろず無料相談会(11月30日・北野, 西田, 戸井)
- ・台風12号に係る「法務局特設相談所」に相談員を派遣。
 - 11月12日 新宫市熊野川行政局(山門)
 - 11月13日 那智勝浦町役場(間所)
 - 11月20日 本宮町本宮行政局(武田)
 - 11月26日 古座川町中央公民館(浜辺)
- ・12月11日,生きるためのなんでも相談村(和歌山城西ノ丸広場) を後援。相談員を派遣。
- ・近司連司法書士による巡回無料相談 in 御坊 (1月28日・楠見,大宮,和田,井口,木村直,菊屋,東本慎,ほか近司連メンバー)
- ・ラジオ番組に部員が出演。10月5日,戸井部長。10月6日,加藤 副部長。1月31日,西田部員。2月6日,赤崎部員。
- (3)司法書士総合相談センター(和歌山・田辺・橋本)について
 - ① 今期(平成23年4月~平成24年3月)の状況について 和歌山は毎週土曜日,田辺は第1土曜日、橋本は第3土曜日に開催。 総相談件数は、233件となっている (ただし,橋本(14件)を除く)。
 - ② 相談の内訳については次の通り

I 登記関係 102件
II 一般事件(相隣関係、金銭トラブル等) 49件
III 家事事件(相続、後見等) 45件
IV 多重債務事件 41件
V その他(相談票に記載がないものを含む) 8件

(4) 部会の開催

- · 平成 2 3 年 4 月 4 日, 同年 7 月 1 5 日, 同年 9 月 2 日, 平成 2 4 年 1 月 2 0 日, 同年 3 月 9 日
- ・平成23年12月7日,ポスター作成に関するジョイント部会(広報部)
- ・平成23年10月5日,同年11月2日,本会ウェブサイト改良に関するジョイント部会(総務部,広報部)
- (5) ADRセンターの運営について 別紙3参照。

第2 総括

- (1)司法書土総合相談センター
- ・相談件数は微減(昨年251件)だが、登記相談が増加した(昨年85件)。特に2月に26件もの相談があり、相続登記月間の広報活動(ラジオ宣伝など)が非常に効果的であったことが分かる。
- ・司法書士総合相談センターによる定例相談会が裁判所や行政(市役所など)の窓口で市民対応を行っている職員の間で定着しており、行政機関等からの紹介が多い。今後も関係機関との連携を強化すべきである。
- ・和歌山に関しては相談員を希望者制にした。新入会員にはできるだけ 積極的に参加してもらって、スキルアップを図っているところである。
- ・田辺総合相談センター及び橋本相談会(相談センターに昇格)については、地元支部会員と協力しながら、今後十分なPRを行い、安定運営を今後も考えていく必要はあると思われる。

(2) その他

- ・昨年は東日本大震災に引き続き、和歌山県でも台風12号による被災があった。こうした中、いち早く現地相談会を実施したことは被災した市民のみなさまに貢献できたという意味ではもちろん、司法書士の社会的役割を明らかにできたという点でも大きな成果があった。
- ・生きるための「なんでも相談村」,和歌山県の自死対策事業,消費者ネットワーク和歌山など関係機関・組織への相談員派遣,企画への参加などを通じて,司法書士の存在感をアピールできたことも成果である。こうした横の連携を拡大することによって,紛争の法的解決から取り残されている市民を一人でも多く救済することができるものと考える。

平成23年度 法テラス窓口情報提供職員派遣意見交換会 報告書

日 時 平成23年9月2日(金) 18:00~20:10

場 所 和歌山県司法書士会館

出席者 西櫻会長、三木副会長、戸井相談事業部長

赤崎、井口、笠松、門、川田、菊屋、阪本、酉田、東本、桝谷、薮中、和 田

1. 法テラス窓口情報提供職員派遣について

意見交換会では、窓口情報提供職員のこれまでを振り返りながら、和歌山県司法書士会の状況、これからの司法書士制度や今後の法テラスとの関係、当会が窓口情報提供業務をこのまま続けて行くことの総合的なメリット・デメリットを比較する、と言った視点をふまえながら、下記のような意見交換がなされた。

(1)窓口情報提供職員についての出席会員の感想、意見

- ・法的アドバイスができず、もどかしい。
- ・担当したときに、法テラス内でお客さん扱いであり、あまり歓迎されて いないのではないか。
- ・法テラスで不要という風潮を感じる。
- ・拘束時間が長く、自身の業務に支障をきたすことがある。
- ・直接受任ができないので魅力がない。
- 日当が安い。
- ・やりたくてやっている人がほとんどいないのではないか。
- ・派遣している木曜日以外は、法テラス職員が行っており、対応できている。
- ・法的アドバイスできないのならば、司法書士がする意義はないのではないか。
- ・過去には法テラス内で法律相談と情報提供との区別があいまいな時期があり、相談を受けることもあった。
- ・現状、法テラスでは、法律相談と情報提供とが区別されており、法的ア ドバイスはしていない。あくまで、窓口職員として扱われている。
- ・法的アドバイスをしてもいいか法テラス関係者に問い合わせたことがあ り、できないとのことだった。
- ・法的アドバイスができたとしても、代理権の範囲のこともあり、相談内 容によっては対応できず、しんどい。

(2) 司法書士会の事業として

・申込人数が20人と少ない。

- ・一部の会員に負担を押し付ける状況は好ましくない。
- ・会員の支持の少ない事業を続けていくのは難しい。
- ・現時点では会員全員のためとなっている事業なのか疑問。
- ・もっと優先する事業があるのではないか。
- ・それより司法書士総合相談センターの広報を充実してほしい。
- ・継続したところで司法書士制度にとって有意義なのか。

(3)派遣を継続すべきか取りやめるべきか

- ・続けても会にとっても会員にとってもメリットがない。
- ・続けるメリットはないが、やめると法テラスに対して悪印象ではないか。
- ・むしろ続けるならば、メリットを増やしてほしい。
- ・全50司法書士会のうち、すでに19会で派遣をやめており、それで困っていない。ペナルティもない。
- ・全国初ではないのだからもうやめてもいいのではないか。
- ・やめたからといって法テラスとの関係がなくなるわけではない。

(5) 法テラスとの関係について

- ・窓口情報提供職員をやめても、法テラスの扶助審査員、副所長のポスト に影響はない。
- ・司法書士の法テラスセンター相談の予約がほとんどなく、弁護士の相談 に比べて機能していない。展望がないと感じる。
- ・窓口情報提供職員としての実績を増やすよりも、契約司法書士として法律扶助件数をもっと増やして法テラスとの関係を深めていくべき。
- ・法テラス側も法律扶助の申請件数が増えることを望んでいる。司法書士がもっと利用すべき。
- ・司法書士の法律扶助の利用が和歌山では特に少ない。
- ・法律扶助は会員にとっても有効利用できる場面がたくさんあり、もっと 促進すべき。
- ・研修でもっと法律扶助を会員に周知する必要がある。
- ・法テラスに利用される関係ではなく、利用する関係にしていくべき。

2. 今後の予定について

今回の意見を踏まえたうえで、直近の常任理事会で決定し、理事会に報告する。

併行して、今回の議事要旨を添えて、全会員に意見を募る。

派遣を取りやめる場合は、既に来年3月までの派遣は決定しているため、それまでは派遣継続し、以降取りやめる旨を法テラスに年内に伝える。

和司発第 238 号 平成23年9月6日

会員各位

和歌山県司法書士会 会 長 西 櫻 順 子 相談事業部長 戸 井 洋 木

法テラス窓口情報提供職員派遣に関する意見交換会について (ご報告とお願い)

平素より会業務にご協力頂き,誠にありがとうございます。

平成23年8月3日付和司発第 173 号でご案内しましたとおり,9月2日午後6時から当会会館4階にて,標記意見交換会を行いました。

その際、出席会員から発言頂いた意見につきましては、別紙報告書記載のとおりですので、ご一読頂きますよう、お願い申し上げます。

ところで、同意見交換会に台風12号の影響により参加したくともかなわなかった会員の方々も少なくなかったのではないかと思慮します。

よって、標記意見交換会には欠席したが、当該問題について意見を表明したいとお考えの会員におかれましては、そのご意見も今後の方針に反映させていきたいと考えますので、本会事務局までご意見をお寄せ下さいますよう、お願い申し上げます。

意見書につきましては、様式は問いませんので、メール、ファックス、書 状によってご提出頂ければ幸甚です。

なお、来年度以降の本件に係る方針決定、また相手先機関(法テラス)と の打ち合わせも必要なことから、本年9月12日までにご意見を頂戴したく、 この旨、よろしくお願い申し上げます。

平成23年度ADR 運営委員会事業報告

報告者 和歌山県司法書士会ADR センター センター長 松 下 忠 弘

1. 調停の受付・実施状況

本年度(平成23年4月1日~平成24年3月31日)における受付・実施 状況は次の通りです。

受付案件4件(個別労働紛争、公共施設補償請求、郵便物紛失、夫婦関係調整各1件)

調停実施1件(期日回数1回で合意終了)

終了事由內訳

合意1件

相手方不応諾2件

不適合事案につき不受理1件

2. ADR 手続用各種書類等の整備

従来より作成されていた各種書類について見直しを行い整備しました。 また、ADR についての問い合わせ、利用申し込みが会の事務局に直接なされた場合の対応について、当センターの目的、調停手続き等の説明を行い、 その趣旨に反しない案件について受付する必要がありますので、事務手続き マニュアルを作成しました。

- ①事務手続きマニュアル
- ②受付票
- ③調停申込書
- ④ ADR 利用説明書(別添参照)
- ⑤ ADR 手続進行説明図
- ⑥手続実施者名簿

以上

ADRセンターご利用にあたって

(調停手続きの説明書)

和歌山県司法書士会ADRセンター

お隣、ご近所、夫婦間のトラブルから境界、金銭、損害賠償、をめぐってのいろいるな紛争の解決に、これからの関係を大切にしたい、裁判にまではしたくない、何とか話し合いで解決できないものか。

そういうご希望に答えたい、話し合いの ためのお手伝いをしたい。

和歌山県司法書士会ADRセンターは、 裁判によらずに話し合いで「もめごと」や 「トラブル」を解決することを目的として いる、対話調停のための機関です。

当事者同士の話し合いが円滑に進むよう、 トレーニングを受けた司法書士が、公平な 立場で話し合いのサポート(お手伝い)を します。



<手続費用>

手続利用料は無料です。(但し、資料等の取寄せが必要な場合は実費のみ頂きます。また、当事者の皆様が調停に参加のための旅費等は各自ご負担下さい。調停期日に出席したが調停を実施できなかった場合も補償等は出来ません)

<プライバシーへの配慮>

調停人及び受付(応諾要請)担当者が調停手続で知り得た事実については、プライバシーに配慮し、他に漏らされることはありませんのでご安心下さい。

<事前の法律相談について>

当事者の皆様は、調停手続の進行中、いつでも法律相談を受けることは自由ですので、積極的に、和歌山県司法書士会総合相談センター(相談料:無料、ただし、司法書士法に定める業務範囲内のものに限ります)その他の各種法律相談(法律専門家による有料相談を含む)を受けられることをお勧めします。

<調停合意書について>

話し合いの結果、合意に至ったときは「調停合意書」を作成することになります(ただし、事案により合意書を作成しない場合もあります)が、この「調停合意書」は、裁判所の調停調書と違い、それに基づいての強制執行は出来ません。(契約書として、合意があったことの証明書となります。)しかし、当センターでは、強制執行する必要のない充分な合意が得られるよう、話し合いのサポート(お手伝い)をしたいと考えています。

ADRとは、Alternative Dispute Resolution の3つの頭文字を 集めたもので、日本では「裁判外紛争解決手続」と訳されています。

詳しいご説明

<調停手続きの開始>

- 調停手続き利用の申し込みを頂きましたら、当センターでお受けするかどうかの判断をしてその結果を連絡させていただきます。
- 2. お受けする場合は、当センター応諾要請者から当事者の方に、ご利用にあたってのご案内、相手方としてご利用頂く方へのご案内、調停手続への参加の意思確認などを行います。
- 3. 但し、申込者から相手方に「和歌山県司法書士会ADRセンターに調停手続の申し込みを した」ことを連絡して頂いている場合は、上記の一部を省略することがあります。
- 4. 相手方から、調停手続へ参加の同意が得られれば、調停人の選任と、第1回目の調停の日 程調整を行い、第1回目の調停を行います。(場所は、原則として和歌山県司法書士会館 となりますが、遠方の場合は別途協議いたします。)
- 5. 相手方から調停手続へ参加の同意が得られなかった場合は、手続きは終了し、調停は開始されません。

<調停の進行について>

- 1. 本調停は同席で話し合いを進めることを原則とし、調停人が相当と判断した場合は、別席 でお話をうかがうことがあります。
- 2. 申立人及び相手方は、自らが依頼する専門家に相談することを希望する場合、その旨を申 し出て頂くことによりいつでも調停を中断することができます。
- 3. 申立人及び相手方は、いつでも本調停を中断または終了することができます。
- 4. 申立人及び相手方は、この間題に関して裁判を申し立てる権利を有します。ただし、裁判 手続きにおいて、または裁判手続きにかかわらず、当センターに対し証拠書類の提出・謄 写や証言の要請がありましても応じることはお断りします。
- 5. 本調停が円滑に進められない場合は、当センターが判断して本調停を終了させることがあります。この場合、当センターは文書で当事者双方にお知らせします。

<調停手続の終了>

- 1. 当事者が話し合って合意に至ったときは、当事者双方の了解を得て、合意の内容を「調停 合意書」として作成し(事案内容により作成しない場合あり)、調停手続は終了します。
- 2. 当事者は、調停での合意が成立するまでの間であれば、申立人は手続を取下げて、相手方は手続から離脱をして、それぞれ手続を終了させることができます。手続の取下及び離脱は、書面に記載して提出していただきますので、取下もしくは離脱をされる場合は、調停人にご相談下さい。
- 3. 以下の場合、調停人が調停手続を終了させることがあります。
 - ① 紛争解決の目的が公序良俗に反すると調停人が判断したとき。
 - ② 当事者の双方又は一方が正当な理由なく、連続して2回以上期日に欠席したとき。
 - ③ 当事者の双方又は一方が調停人の指揮に従わず、調停手続の継続が困難であると調停人が判断したとき。
 - ④ 当事者の双方又は一方が和解をする意思がないことを明確にしたとき。
 - ⑤ 上記のほか、当事者間に和解が成立する見込みがないと調停人が判断したとき。
 - ※調停人が手続を終了させた場合は、当センターから当事者双方にお知らせします。

